

中津市議会手話通訳等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、聴覚障害者及び音声言語障害者に対して手話通訳又は要約筆記（以下「手話通訳等」という。）を行うことにより、聴覚障害者等にかかれた議会を実現することを目的とする。

(実施方法)

第2条 手話通訳等を行う会議は、本会議とし、手話通訳等を行う場所は、傍聴席内とする。

2 手話通訳等は、本会議を傍聴しようとする聴覚障害者又は音声言語障害者（以下「傍聴希望者」という。）の申請に基づいて行うものとし、実施については、審議等の妨げにならないよう行うものとする。

(手話通訳等の申込み)

第3条 傍聴希望者は、手話通訳・要約筆記者配置申込書（別紙様式）を傍聴しようとする会議が開かれる日の2日前（土日祝日を除く）までに議長へ提出しなければならない。ただし、議長が特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(手話通訳者等の手配)

第4条 議長は、前条の申込書を受理したときは、社会福祉課長に対し、手話通訳者等の派遣依頼を行うものとする。

2 議長は、社会福祉課長から手話通訳者等の手配の可否について通知を受けたときは、速やかにその旨を傍聴希望者に通知しなければならない。

(手話通訳等の取消し)

第5条 傍聴希望者は、第3条の申込みの内容を取り消す場合は、傍聴予定日の前日までに議長に届け出なければならない。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、手話通訳等の実施に関し必要な事項は、その都度議長が定める。

附 則

この要領は、令和元年9月18日から施行する